

預金規定の改訂について

平成 30 年 1 月 1 日より「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)の施行を踏まえ、「休眠預金等活用法に関する規定」を制定し、預金規定を改訂することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制定する規定

別紙「休眠預金等活用法に関する規定」のとおり

2. 改訂する預金規定

預金規定	追加条項番号	追加条項(＊)
当座預金規定	第 28 条	(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)を対象預金規定の末尾に追加
総合口座取引規定	第 19 条	
普通預金 貯蓄預金(共通規定)	第 14 条	
通知預金	第 13 条	
定期預金(共通規定) ・ 期日指定定期預金・自由金利型定期預金 ・ 変動金利定期預金・据置型定期預金	第 11 条	
積立定期預金・積立式定期預金(共通規定)	第 10 条	
定期積金規定	第 16 条	
納税準備預金	第 15 条	

追加条項

(＊)(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)

この預金について 10 年を超えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 2 条 6 項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第 7 条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、「休眠預金等活用法に関する規定」が適用されます。

(平成 30 年 1 月 1 日改訂)

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社北日本銀行 事務システム部 事務統括グループ(担当:北田)

電話 019-663-9278(直通)

休眠預金等活用法に関する規定

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、【別表】の預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと
- (6) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと
 - 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - この預金の種別
 - 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - この預金の名義人の氏名または名称
 - この預金の元本の額
- (7) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

当行ウェブサイトおよび第1条に掲げる異動が最後にあった日

将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に

通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)

初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日

A 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きま
す。)

B 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行
が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)

C 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(休
眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」とい
います。))の対象となっている場合に限ります。)

a 公告の対象となる預金であるかの該当性

b 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

D 預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳もしくは
繰越があったこと

E 預金者等からの残高の確認があったこと

F 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと

G 預金者等からこの預金について借入金の返済に利用する旨の申し出があったこ
と

H 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと

a 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称

b この預金の種別

c 口座番号その他預金等の特定に必要な事項

d この預金の名義人の氏名または名称

e この預金の元本の額

f 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと

g 当行が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を
発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発し
た日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ

預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、

法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと

当該手続が終了した日

法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、)

当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日等

3. (複数の預金を組み合わせた商品(総合口座等)の取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第2条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと

この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)

この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

【別表】認可を受けた預金等の種類、異動事由

預金等の種類	行政庁の認可を受けた異動事由
当座預金	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下本表において「規則」という。） 第4条第3項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）
総合口座	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。） 同項第6号複数の預金等を組み合わせた商品で総合口座通帳の自動継続定期預金の異動。なお、総合口座に貯蓄預金を組み合わせた総合家計通帳も同様に取扱います。
普通預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）
貯蓄預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）
通知預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）
期日指定定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）
自由金利型定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）

自由金利型定期預金 (M型) 単利型	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更(当行が把握できる方法によるものに限る。)
自由金利型定期預金 (M型) 複利型	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更(当行が把握できる方法によるものに限る。)
変動金利定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更(当行が把握できる方法によるものに限る。)
据置型定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更(当行が把握できる方法によるものに限る。)
積立定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更(当行が把握できる方法によるものに限る。)
積立式定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更(当行が把握できる方法によるものに限る。)
定期積金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更(当行が把握できる方法によるものに限る。)
納税準備預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更(当行が把握できる方法によるものに限る。)